

諮問番号：令和 7 年度(2025 年度)諮問第 1 号

答申番号：令和 7 年度(2025 年度)答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和 6 年（2024 年）1 月 26 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

令和 5 年（2023 年）9 月分から 11 月分までに合計 27,502 円（同年 9 月分 9,170 円、10 月分及び 11 月分各月 9,166 円）が差し引かれたが、同年 11 月 2 日付けでその処分を取り消したのだから、処分庁は全額を返金すべきである。

新たな減額調整について、誤って差し引いていたことの説明もなく、端数の 10,500 円だけ返還されたことが信用できない。敷金返還金収入認定、敷金返還金収入認定削除及び収入充当額の調整などの決定が次から次へ立て続けに行われ、すべて本当のことなのか、処分庁に対する疑念が深まる一方である。

敷金返還金 34,000 円の収入認定、翌月以降の敷金返還金収入認定削除及び収入充当額の調整をした本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 敷金返還金及び収入充当額変更の取扱いの妥当性について

審査請求人は、市営住宅退去に伴い敷金63,000円から家賃未納分21,000円を差し引かれた42,000円の敷金返還金を受領している。当時、審査請求人は保護継続中であり、保護費のやり繰りで生じた預貯金で支払ったものでない限り、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年（1963年）4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7-問31の規定に基づき、当該月以降の収入として認定すべきものであり、当該返還金は、返還されるまで収入があるのかないのか不明であり、入金されてはじめて金額が確定することから、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年（1961年）4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-エー(イ)の「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」に該当するといえる。

また、処分庁は、前回処分（63,000円から8,000円を控除した55,000円を収入認定し、令和5年（2023年）9月分から令和6年（2024年）2月分までの6か月に分割した上で減額調整を行ったものをいう。以下同じ。）による敷金返還金の収入認定額について、家賃未納分を差し引いた金額に変更する事由が生じたため、収入認定額を変更し、課長通知第10-問11の規定に基づき、審査請求人に対して返金（追加支給）を行っている。

したがって、本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、前回処分により誤って差し引かれた27,502円全額を返還し現状に回復すべき、誤って差し引いたことに対して説明も何もな

いまま、端数金額の 10,500 円だけが返金されたことが信用できないと主張している。

しかし、本件処分に係る敷金返還金の収入認定及びその金額変更に伴う審査請求人への返金（追加支給）は、前述のとおりであるから、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては、採用することはできない。

第 4 調査審議の経過

令和 7 年（2025 年）6 月 20 日 審査庁から諮問

7 月 16 日 第 1 回審議

8 月 27 日 第 2 回審議

第 5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

（1）法令等の規定について

法第 25 条第 2 項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。

次官通知第 8-3-(2)-エー(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（臨時的に受ける補償金等の自立更生のためにあてられる額を除く。）については、その額（受領するための必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額 8,000 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年（1963 年）4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8-1-(5)は、保険金その他の臨時的収入について、「その全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く 6 箇月以内の期間にわたって分割認

定するものとする。」と定めている。

また、局長通知第10-2-(8)では、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合(略)を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」としている。これを受けて、課長通知第10-問11は、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。

(2) 本件処分について

審査請求人は、令和5年(2023年)7月31日に〇〇市〇〇課から市営住宅の退去に伴う敷金42,000円を受領している。これは、本来、処分庁から審査請求人に住宅扶助費として支給された敷金63,000円が〇〇課から返還されるべきところ、未納家賃があったことから、1か月分家賃21,000円が差し引かれて審査請求人に返還されたものである。

処分庁は、同年10月27日、敷金返還金42,000円及び未納家賃21,000円はそれぞれ敷金返還金と住宅扶助費の目的外使用として性質が異なると判断したことから、同年11月2日付けで前回処分を取り消し、本件処分に至っている。

処分庁は、審査請求人が敷金返還金として受領した42,000円について、その他の臨時的収入に当たると判断したことから、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)の規定に基づき、8,000円を控除した34,000円を収入認定した。当該34,000円については、局長通知第8-1-(5)の規定に基づき、審査請求人の生活状況に鑑み、全額を翌月

に収入認定することが適当でないと判断したことから、令和5年（2023年）9月分から令和6年（2024年）2月分までの6か月に分割して認定している（令和5年（2023年）9月分5,670円、同年10月分から翌年2月分まで各月5,666円）。また、局長通知第10-2-（8）及び課長通知第10-問11では、収入充当額の認定が事後において明らかとなった場合の実施機関の追加支給の方法を示しており、収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給することとされている。処分庁は、本件処分により収入充当額を55,000円から34,000円に認定変更し、既に減額調整していた金額（9月分9,170円、10月分及び11月分各月9,166円）から新たな減額調整額（9月分5,670円、10月分及び11月分各月5,666円）に変更したことに伴い生じた差額10,500円（差額3,500円×3か月分）を審査請求人に返金（追加支給）している。処分庁は、上記規定に基づき、変更決定により生じた差額を追加支給しているもので、この点について、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の27,502円全額の返還をすべきとの主張は採用できない。

さらに、審査請求人は、「誤って差し引いたことの説明もなく、うやむやにされている」と主張している。保護決定通知書の保護決定理由「敷金返還金収入認定、敷金返還金収入認定削除、収入充当額の調整」等の記載だけを見ると、どのような理由でどのように処分が変更されたのか処分の相手方が理解できなかったとしても不自然とはいえない。本来、処分通知に記載する処分内容及び理由等は、処分の相手方がその記載自体から、理解できる程度に具体的に示すことが必要であると考えられる。しかし、審査請求人は、本件処分に係る収入認定額や追加支給された金額について把握した上で、本件処分に即した主張を行っていること、また、処分庁から当審査会に提出された事件記録には、処分庁から審査請求人宅への訪問及び電話等により複数回説明した旨が記載され、本件処分に係る説明を行っていることが認められることからすると、審査請求人は、本件処分の内容及び理由について理解しているものと考えられる。したがって、審査請求人の不服申立ての便宜が損なわれたとはいえず、本件処分に違法又

は不当な点は認められない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 宮 田 房 之

委員 井 寺 美 穂

委員 真 田 由 紀 子